はくりまはり

No.21 ^{広報 2022}





△ 公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	1
令和4年度事業のご案内		
研修会 ·····	•	2
税に関する広報活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	4
自主点検チェックシート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	5
インターネットセミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	6
社会貢献活動〈税を考える週間講演会〉・・・・・・	•	7
〈図書カードを贈呈しました〉・・	•	8
租税教室 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	9
私達の主張「税の作文」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	12
コラム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	16
今治歴史散歩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	18
税務署からのお知らせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	20
愛媛県からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	26
今治市からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	28

■表紙の写真

積善山の桜

撮影者 公益社団法人新居浜法人会

事務局長 伊藤 伴忠 氏

撮影地 岩城島 (上島町)

法人 いまばり 広報第21号(春号) 令和4年4月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会 今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館3F TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印 刷 第一印刷株式会社

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し 国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による 公益社団法人となり、本年度は10年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事務所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域 に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様の ご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和4年3月末の会員数は1551社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1、公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け 実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2、共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入 会した者
替肋 今吕	木仝の事業を替助するために入会した注人の事業所またけ個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう!

令和4年度の予定です

(順次ホームページでお知らせします http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/)

〈決算期別研修会〉

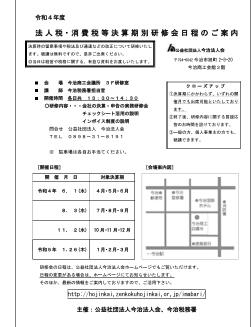
決算期の留意事項や税法およ び通達などの改正についての 研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料を お渡ししています。

(講師:今治税務署法人課 税部門担当官) 本年度の開催日予定

令和4.	6.1(水)
	8.3 (水)
	11. 2 (水)
令和 5.	1.26(木)





無料

〈自主点検チェックシート説明会〉 年4回

法人会自主点検チェックシート(国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、 税務コンプライアンスを向上させ、税務に関す るリスクの軽減に役立つものです。活用方法に ついて説明します。

(講師:今治稅務署法人課稅部門担当官)



無料

〈簿記講座〉 9~10月

記帳から決算まで短時間でマスターできる複式 簿記初級コースです。現役の税理士の先生が豊 富な実例を挙げて指導してくださるので実務に 役立つ内容です。

(今治商工会議所共催)

令和3年度は

9月7日~10月29日 (毎週火・金) 18:30~20:30 15回の研修でした。





※別途テキスト代が必要です

〈経理担当者養成講座〉

11月

経理(実務)担当者の日常業務及び決算業務の 処理に関して必要不可欠な知識を、税理士の先 生をお迎えし、わかりやすく解説していただき ます。

日常会計実務(注意点)を集中して学べます。



〈受講料 会員:無料 非会員:有料〉

〈年末調整説明会〉

11月

税務署が行っていた「年末調整説明会」は、今 治法人会で開催しております。

法人会では、年末調整事務等の疑問・質問の解 決のお手伝いをします。

(講師:今治税務署法人課税部門担当官)





〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉

1月

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者 および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り 上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、 正しい税知識を身につけるための研修会です。



写真は令和2年度

今治税務署 西村税務署長をお招きして

『消費税「税別表示 近づく期限(総額表示義務)」等に ついて』

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止



〈新設法人研修会〉

1月

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

(講師:今治稅務署法人課稅部門担当官)





- *やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。
- * お問い合わせ 公益社団法人 今治法人会 (TEL 0898-31-8191)

〈「会社役員のための確定申告」資料配布〉 1月

役員の方に納税行政の円滑な運用に役立つ「確定申告」の 資料を配布します。





今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご活用下さい。



















【税に関する広報活動】

成人式

新成人(今治市内1800人)に、納税義務や税の役割についての冊子「もっと知りたい税のこと」(財務省)を送付しました。



確定申告の広報活動

今年の確定申告の今治税務署窓口での相談・申告書の受付は令和4年2月16日(水)から3月15日(火)でした。毎年この時期に女性部会は、今治税務署玄関前に花のプランターを設置しています。



企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか?

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に (法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

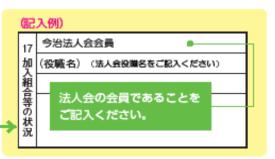
平成30年4月1日以間は了事業年度分より「法人事業を定置刑事」の他式が決打され、(物理)にお、(5)「社内を定」者が新たに取けられました。



法人会 自主点検チェックシート(国税庁後援)は、企業自らが自主的に点検することにより、 税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。 まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない 経営者の管機も、是非一度お試しください。

本た、「法人事業を活躍的会」(第四) 17. 60入組合物の状況」の個には、法人会の会員である旨むよび法人会での位置された記入することができます。





米上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検 チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

今治税務署内「今治法人会コーナー」ご紹介

今治税務署正面入り口から入ると右側に今治法人会コーナーがあります。

こちらにも、国税庁後援の「法人会 自主点検チェックシート」 を設置しておりますのでぜひ一度ご覧いただき、ご活用ください。



今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/



会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます



TMI総合法律事務所 パートナー弁護士 深津 功二





ハラスメント講座



					<u> </u>		
	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
	刑事メンタルで ピンチをチャンスに(1)	森 透匡	7分		NEW 刑事(デカ)すぎるスキルを ビジネスに	森 透匡	41分
研修	中堅・若手社員の 営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分		「鎌倉殿の13人」主人公 北条義時に学ぶナンバー2学 (前編)	福永 雅文	40分
・人材育成	《願う力》57秒の元気術	松﨑 俊道	4分	一般経営	中小企業のSDGs経営入門	小野瀬 由一	49分
育成	テレワーク時代のスタンダード 「Zoomミーティング」活用セミナー (3)	/ノーク時代のスタンタード mミーティング」活用セミナー 久原 健司 25分		ランチェスター サクセス・ プログラム入門編 第1回	河辺 よしろう	58分	
	ウィズコロナ時代 リアル店舗のマスク接客	五味 栄里	110分		ダイバーシティが イノベーションを促進する	長内 厚	27分
労務	コロナ禍での労務トラブル相談	宮崎 大輔	23分	税務• 財務	インボイス制度 3つの対応ポイント 公開期限:2022年4月末まで	伯母 敏子	85分
法律	NEW 〜事例から学ぶ〜 契約トラブルを防ぐ方法(4)	宮崎 大輔	12分	理財務	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
健康	NEW 食への向かい方 メッセージの 無いものを料理とは呼ばない(前編)	上神田 梅雄	39分	政治経済	NEW カーボンニュートラルの 動向とビジネスチャンス	進藤 勇治	42分
実務家	どこにも負けない!ものづくりへの挑戦	浜野 慶一	84分	経済	米中新冷戦時代の国際情勢と 日本経済の展望 公開期限: 2022年4月末まで	岡田 晃	46分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。 掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで TEL:0898-31-8191



税を考える週間講演会





国税庁が毎年実施している『税を考える週間』に、税の意義や役割について理解を深めていただくため 一般の方も参加していただける講演会を開催しています。

令和3年度「税を考える週間講演会」は 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

これまでの「税を考える週間講演会」実績

平成21年度 江 口 克 彦 氏 (地域主権型道州制とは何か) 平成22年度 目 城 美枝子 氏 (21世紀は水と土の時代)

平成22年度 見 城 美枝子 氏 (21世紀は水と土の時代)

平成23年度 五 木 寛 之 氏 (いまを生きる力)

平成24年度 岸 博 幸 氏 (政治の混迷と日本経済の展望) 平成25年度 石 原 良 純 氏 (石原家の家族愛&自然への想い)

平成26年度 伏 見 俊 行 氏 (朗読劇「未来へ」、中国・アジアでの税務対応)

平成27年度 永 濱 利 廣 氏 (日本の財政・現状と展望)

平成28年度 須 田 慎一郎 氏 (いま起こっていることこれから起こること)

平成29年度 長谷川 幸 洋 氏 (激動する世界 ~日本の針路を考える)

平成30年度 池 谷 裕 二 氏 (AIと脳の未来)

令和元年度 飯 田 泰 之氏 (日本経済の今後と地域経済の課題)

(令和2年度 コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)







写真は令和元年度の様子

本年度も「税を考える週間講演会」(11月)を予定しています。

「地域社会への貢献を目的とする事業」として一般の方にも聴講していただける講演会・セミナーを開催する予定です。詳細は「今治法人会ホームページ」でご案内いたします。



今治市・越智郡上島町の小学校へ
図書カードを贈呈しました



公益社団法人今治法人会では、令和3年11月、今治市・越智郡上島町の全小学校30校に対し、1校あたり5万円の図書カードを贈呈しました。今治法人会の主要な公益事業である「租税教室」や「小学生の税に関する作文」事業でご協力いただいている今治税務署管内の全小学校に対し、教育振興・地域社会貢献を目的に贈呈したものです。新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年に引き続き、税を考える週間講演会を実施しなかったため、その代替としての社会貢献事業です。

贈呈式は、11月10日に今治市役所、11月25日に上島町役場にて行われ、今治市役所では菅会長から徳永市長に26校分の図書カード、上島町役場では菅会長から上村町長に4校分の図書カードを贈呈しました。

この贈呈に対し、徳永今治市長、上村上島町長から、こどもたちの今後の成長につながるよう有効に 活用させていただくとのお礼がありました。









租税教室

『今治市・越智郡租税教育推進協議会』は今治税務署、今治市・上島町の教育委員会、県市町の税務関係機関、納税関連団体(四国税理士会今治支部・今治法人会・今治間税会)などで構成された、「租税教育の推進と充実」を目的に租税教室への講師派遣や副教材の作成などの活動をしている団体です。今治法人会は協力団体として、今治市や上島町の学校で租税教室の授業を行っています。

〈令和3年度〉中学校7校

今治市立菊間中学校(7月14日) 今治市立日吉中学校(10月14日) 今治市立南中学校(12月3日) 今治市立玉川中学校(10月7日) 今治市立桜井中学校(10月22日)

今治市立西中学校(10月12日) 今治市立朝倉中学校(11月18日)



〈租税教室〉













〈令和3年度〉小学校11校

今治市立吹揚小学校(6月22日) 今治市立清水小学校(7月15日) 今治市立富田小学校(10月15日) 今治市立常盤小学校(11月8日) 今治市立乃万小学校(7月5日) 今治市立立花小学校(7月16日) 今治市立波止浜小学校(10月21日) 今治市立近見小学校(11月5日) 今治市立鳥生小学校(11月9日)

今治市立日高小学校(7月8日) 今治市立国分小学校(10月6日)

※3学期の開催予定校(今治市立桜井小学校・今治市立宮窪小学校)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 中止となりました。















私達の主張 一「税の作文」ー

第14回小学生の税に関する作文 特選各賞受賞作品

今治税務署長賞

笑顔を守る税

近見小学校6年(当時)

) 森b

小^こ春ぱ

守ってくれています。税は、この世界をめぐるようにしみ渡り、今日も私たちの笑顔を

私の祖父は、病気の後遺症のため、体を自由に動かすことができません。家では、ほとんどの時間をベッドの上で過ごしています。きっととを教えてくれました。学校や道路だけでなく、家庭にあるこうした福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た福し用具をレンタルする会社があることや、利用料金の一割を祖た相対のだろうと思い、祖母に聞いています。きっとした用具にも税金が使われていることを教えてくれました。

リを利用しています。 また、こうした用具以外にも、祖父はデイサービスや訪問リハビ

「こんなものもあるよ。」

祖父の一日一日が大切に記録されています。丁ねいに書き込まれたそれは、祖母と職員さんの連らく帳でした。と言って、祖母は一冊のノートを見せてくれました。祖父の様子が

に出された宿題なのだと気づいたからです。
や、下級生のお世話も全力で頑張ります。そうすることが、私たちいです。そのために、勉強や運動だけでなく、トランペットの練習くの人たちの思いやりからできているように感じます。大好きな祖くの人たちの思いやりからできているように感じます。大好きな祖外の回りにある用具や生活の仕方が、税のことを知った今では、多身の回りにある用具や生活の仕方が、税のことを知った今では、多りの回りにある用具や生活の仕方が、税のことを知った今では、多りの回りにある用具や生活の仕方が、税のことを知った今では、多りの回りにある用具や生活の仕方が、税のことを知った今では、多りの回りにある。

恩送りをできるように。たいです。しっかり税を納め、次に必要とする人のもとへ、笑顔のたいです。しっかり税を納め、次に必要とする人のもとへ、笑顔の会のどんな立場の人も、安心して暮らすことができるように役立ち私は将来、法律に関わる仕事をしたいと思っています。そして社

税金の使い方

愛媛県東予地方局長賞

吉海小学校6年(当時)

藤じ

聞か

宗き

土し

方で考えてほしいことがある。 方で考えてほしいことがある。 だけど、その税金の使いた。税金は、学校や体育館、消防署、公園など、いろいろな場所を支た。税金は、ぼくたちの生活になくてはならないものだと感じた。た。税金は、ぼくたちの生活になくてはならないものだと感じた。た。税金は、ぼくたちの生活になくてはならないものだと感じた。だらは、今まで税金の事を気にもとめていなかった。でも、今回、ぼくは、今まで税金の事を気にもとめていなかった。でも、今回、

ながればいいと思う。 仕事で来ている人も同様に安くするべきだと思う。 と思う。また、 も安くなれば、 ういう気持ちは、 れば行けないのだから、そのことを考えてもらいたい。 通らなければならない人、病院へ行くために通る人、橋を通らなけ 道に毎回高いお金をはらうのは、 橋の通行料を安くするのがいいと思う。だって、いつも通っている るのは難しいと思う。だから、 てほしいのだ。「島民は無料」になるのが一番いいが、そこまです と思う。そこで、ぼくは、大切な税金を、ぜひ、 などでたまにしか通らない人たちの通行料が同じなのは、 たが、今は島外に行くには、橋を通るしかない。島の人たちにとっ ぼくは、島に住んでいる。何年か前は、フェリーや高速ていがあっ 橋の通行料が高すぎると思う。生活道を通るぼくたちと、旅行 橋は、生活に欠かすことができない、生活道なのだ。それなの 島に住みたいと思う人が増えるかもしれない。 橋を使いやすくなっていって、島民みんなが助かる ぼくだけにあるものではないと思う。もし少しで 島の人たちは、他の人たちに比べて かなりの負担になる。仕事で毎日 橋代の補助に使っ 島の活性化につ それに、 おかしい ح

税金は、みんながより住みやすい町になるために使われるべきだ。

今治法人会では、今治市及び越智郡上島町内の小学6年生を対象に「小学生の税に関する作文」 募集しています。税の作文を書くことを通して税の大切さを知り、税への関心を持っていただきたい と平成20年度より始めました。第14回(令和3年度)は1080作品の応募がありました。

今治市長賞

僕と税金

日高小学校6年 (当時) 青ぉ 野の 央ぉ

甫け

います。 をしています。大変そうですが、すごくやりがいのある仕事だと思 お客さんの希望に一生懸命こたえるように責任を持って大工の仕事 活できています。だから、父はお客さんの希望をしっかり聞いて、 お客さんはたくさんのお金を払ってくれて、お金で僕たち家族は生 僕の父は大工です。新しい家を建てたり、古くなった家を直した 忙しく働いて、家をささえてくれています。家を建てるときは

方税で、 らい、 ている人が納める税金です。家や土地などに税金がかかることを初 めて知りました。そして、その固定資産税は今治市に払っている地 ることを知りました。固定資産税という、家や土地などの資産を持っ 僕は授業で税金の勉強をして、大工の仕事に関係のある税金があ すごくたくさんの人が払っていることに驚きました。 しかも今治市の市税の歳入の四十八パーセントにもなるく

ことに使われます。それだけでなく、僕たちが学校で使っている机、 かっています。 で病院に行ったときの補助に使われたりして、僕たちもたいへん助 椅子、黒板やボールなどをそろえたり、給食費の補助や病気やけが 金が市民の健康や生活を守ったり、 家をたくさん建てると、それだけ固定資産税が市に入ってその税 街の施設や設備を整えたりする

さんがすごく気に入ってくれるような家をたくさん建てて、 他の税金もたくさん払いたいです。 産税だけでなく、たくさん働いて所得税、 僕は将来、父のあとをついで大工になろうと思っています。 物を買って消費税などの 固定資

して社会を助けることにつながることがよくわかりました。 税金の勉強をしてみて、税金を払うことは、結局自分や家族、 そ

支え合う税金

租税教育推進協議会会長賞

吉海小学校6年 (当時)

Щŧ

口ら

美み

桜ぉ

金額を計算し、意気込んでレジに行くと、 遠足の二日前、私はスーパーに三百円分のおやつを買いに行った。 はずかしい思いをした事がある。 消費税の分を計算し忘れ

問に思い、調べてみることにした。 そもそも、税金はなぜはらわなければいけないのだろう?私は疑

活用するという制度のこと。また、税金には様々な種類があり、 利益の多い人から多く税金をとり、 たちは国に、地方に、多くの税金を納めていることを知った。 調べていくと、「再分配」という言葉に出会った。 利益の少ない人の生活のために 「再分配」 は、 私

が温かくなった。 たちがはらう税金が、 制度は初めて知った。今まで、物を買ったり、外食をしたりする度 私は、様々な税を納めていることは知っていたが、 「いやだなぁ」と思ってしまうこともあった税金。 誰かのためになっていると改めて知ると、 「再分配」 けれど、 の 私

きる。 それは、私の喜びや幸せを作ってくれているということでもあるの めてくれた税金が、めぐりめぐって、今の私の毎日を作っている。 だ。税金は、上手に使えば、たくさんの人の笑顔を増やすことがで 生活をするために、税金はかかせない。私が学校で勉強できるの 図書館で本が読めるのも、税金のおかげだ。たくさんの人が納

めにも、 考えることだと強く感じた。 を大切にすること、 んの人々の生活を支えているのだ。これから重要なのは、 最近、 多くの税金が使われていることを知った。 新型コロナウイルスにより、 そして、 私たちの世代が税金についてしっかり 困っている人たちを支えるた 税金は、 「再分配 たくさ

本年度も第15回目の募集を行います。

児童の皆さんと共に、世代をこえてみんなで税と社会の仕組みについて考えましょう。

四国税理士会今治支部長賞

心からのありがとう

九和小学校6年 (当時) 秋き 山^ゃ ま山 透と 和ぉ 子こ

思いたち「医療費」について、調べてみた。 で待つことがなくなった。ラッキーと思うくらいでほとんど関心が 保険でまかなってくれ、三割は自己負担だった。でもなぜか去年か い通院している。だから、医療費のことは一応知っていた。七割は なかった。夏休み、税に関する作文を書くことにした。その時ふと 私は小さい時から、 医療費が無料になり、 病院が身近だった。今でも二ヵ月に一回くら 病院でお金を支払うことがなくなり窓口

> 意見でした。 挙げました。

たり、 なが うなると他の家庭にも負担が増えてしまう。大切な保険料や税金を る、と思うと、税が高い、と思わなくなった。 を心がけることが大切だそうだ。私は初め、税って何のためにある むだづかいしないよう、加算のつかない平日や昼間の受診を心がけ が増えてしまい、保険料の引き上げや増税になるかもしれない。 治市の補助になった。今治市の補助とは、税金のことらしい。みん 割が自己負担。令和二年一月から七割は健康保険の補助、三割が今 んだろう、と思っていた。しかし、税がみんなの暮らしを支えてい 子供の医療費の仕組みは小学生から七割が健康保険の補助で、 「支払いがないから」と気軽に受診していると結果、 薬は値段の安いジェネリック医薬品を選ぶ等、 医療費の節減 市の負担 三 そ

ある。 税金ありがとう。と、 ど私の払った税が別の姿になってみんなのくらしを支えてね。 税だけだ。だからこそ、 えたりすることがとても大切だと思った。今、私が払えるのは消費 い世の中になるために、 ウイルスの感染拡大により医療費が増え、ワクチンの費用も必要で 少子高齢化で医療費や介護費が毎年増えていく中、さらにコロナ 税金でまかなわれているものは身の周りに沢山ある。 心から思えるようになりたい 税についてや、税金の使い道を知ったり考 買い物をした時、 たった十、八%の税だけ よりよ 又

消費税は必要

今治間税会会長賞

消費税高いなぁ」二〇一九年消費税が八%から十%に増税され

乃万小学校6年

(当時)

橋は

田だ

祐ら

見み

見に賛成するか先生が聞きました。私は、迷わずB党に賛成と手を 消費税を増税するA党か、現在の消費税のままのB党どちらの意

結果はA党二人、B党二十四人。ほとんどが私と同じ

使われています。 小学校は税金で造られています。 ないと、私たち小学生にも大きな影響をおよぼすことになります。 れた橋や道路がそのままになることがわかりました。 なって消火してもらうのにもお金が必要だったり、税金がないと壊 を見ると税金がなくなった世界はとてもひどいものでした。火事に す。私は税金がなくなれば、食べ物や洋服をもっと安く手に入れる 教室での税金がない世界はどうなっているのかをまとめたビデオで ことができ、幸せになれると思っていました。それなのに、ビデオ しかし、今では私の考えは変わりました。そのきっかけは、 教科書もいすも黒板も全て税金が 他にも税金が

れる重要な資金なのです。 税金は、私たちの生活を守るための社会保障や教育のために使わ

おかげなのです。われているワクチン。このワクチンが無償で受けられるのも税金のや問題となっているコロナウイルスの流行に歯止めをかけるとい

れは、 るために。 高齢者を支えるには、たくさんの若い人の力が必要なのです。 の収入が減り今のままの生活が保障されないことがわかりました。 て関心を持ち続けていきます。 に自分にできることを考えて、実行していきたいと思います。そし 私はこれからの社会のために税の使い道や少子高齢化を防ぐため 税金の大切さがわかったところで大きな問題もわかりました。 少子高齢化による税金の減収です。少子高齢化が進むと税金 私が大人になった時に幸せだと感じ そ

今治法人会会長賞

税金と社会保障

され会け降

ました。そこで、税金による発達障害の支援と社会保障について調べした。そこで、税金による発達障害の支援と社会保障について調べていて、療育支援を受けています。そして、弟のような発達障害の私の弟は、発達障害で児童発達支援センター「ひよこ園」に通っ

令和4年1月22日(土) 今治国際ホテルにて予定されていた「小学生の税に関する作文表彰式」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止いたしました。

として、国または地方公共団体が支出する経費です。

その他のもの

年金、

介

私たちが安心して生活していくために、必要な医療、

もののことです。例えば、失業対策費は失業者を助けることを目的

社会福祉費、

社会保障関係費から出ています。社会保障関係費は、

社会保険費、保健衛生対策費、

失業対策費を合わせた

生活保護費

障害児施設措置

(給付費等) 国庫負担金は使われる税金の内の



ます。

いった一部の人だけ、ということもなく、みんなの生活を支えてい

そして、社会保障を実現するために使われるのが税金で、

社会保障は、普通に暮らしている人だけ、逆に障害者、

失業者と

福祉などの公共サービスに使われています。

きるものだと思います

国民にしてくれる公共サービスは、国の税金を国民みんなが払っています。

国と国民とのつながりを実感で、社会保障を含めて国が私たち

1月24日 日高小学校(学校賞:最優秀校)に賞状と 記念品を贈呈





古くから伝わる日中両国の健康法 「医食同源」のその後

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

中国から伝わったとも言われる、この「四文字言葉」を聞いたことのある人は多いでしょう。意味はまさに読んで字のごとしで、「医」と「食」は根っこが同じなのだから、きちんと食事をしていれば病気の治療にも予防にもなる。つまり、毎日の食生活がいかに大切であるかを知らしめる先人の教えなのです。

こうした四文字言葉は中国からの伝来が多いので、これもそう思われていたようですが、日本の研究者の間で否定派と肯定派に分かれ、その後も結論は出ていません。では2つの説はどのように違うかを説明しましょう。

否定派の根拠は、中国には古くから「薬食同源」という言葉が定着していることです。これは「食べ物は薬にもなる」という意味ですが、本場の中国で「薬」が「医」に代わった形跡は無いため、中国の着想に準じて、間違いなく日本で作られた造語だと主張しています。

一方の肯定派は、薬と医は肉親のようなもので、双方の専門家でも区別は極めて難しいことを強調します。さらに中国の古書にも2つを同一視した記述があり、薬でも医でも本質は同じで、言わんとすることは同じではないか、と反論しています。

皆さんは、漢方薬についても、中国からの伝来説と日本での処方説のあるのをご存じでしょうか。 漢方薬が中国から伝わってきたのは間違いありませんが、日本では長い歴史の中で動植物や鉱物も 対象にした生薬(しょうやく)の研究が進みました。それらの量や組み合わせも細かく工夫され、 薬として確立されたものの多くは、「処方」されたと呼ばれています。中国から伝わったものも「処 方」されたと呼ばれることはありますが、それらは江戸時代に使われたものが中心です。日本の漢 方薬は江戸時代以降に急速に研究が進んでいるので、現在使われている漢方薬は中国伝統医学と一 線を画する状況になっています。双方を同一視すべきではない、との意見は強いのです。

中国には「薬食同源」と同格のような伝統料理「薬膳」も

中国を旅行した際に「体に良い食べ物」として古くから存在する「薬膳」を食した経験がある方もいるでしょう。そもそも薬膳とは、薬のようなお膳という意味ですから、薬食同源を地で行く飛び切りの健康食です。「薬膳」とは、簡単に言うと病気を予防するパワーのある食材を集めて作られる料理のことで、具体的には、穀類は五穀、肉類は五畜、野菜は五菜、果物は五果が選ばれます。

中国の健康食は「未病の段階で治す」を前提に、病気に進まないよう、少し体調が悪くても発病しないよう、細心の配慮がされています。薬膳には店に来てくれた人の体調にマッチした食材が選

ばれ、「おいしかった、また来るね」と、お客さまが笑顔で引き上げるのを見送るのが基本中の基本 です。

日本にも近年は薬膳料理の店が増えてきましたが、中国に薬膳料理という言葉はありません。それは膳には料理の意味があるからで、薬膳にとどめるのです。本場の誇り、と言えます。

ここで、日本の自慢話も少ししましょう。日本の和食は近年、見事な健康食として欧米から注目されていることはご存じですよね。その和食は2013年に、ユネスコ無形文化遺産に登録されました。新鮮な食材の活用、栄養のバランスのとれた調理法が高く評価されたのです。中でも人気が高かったのは、主食に一汁三菜という食事法でした。例えば、ご飯に味噌汁、肉か魚の主菜、納豆や豆腐など大豆製品と野菜の副菜、そして香の物。これぞ医食同源、薬食同源と、アジアの各国からも熱い視線が注がれました。

医食同源どころか肝心の食事をしなくなった現代の若者たち

このように日本には昔から医食同源、薬食同源の教えがあり、近年では和食が世界の誇りと称賛されているのに、それらが生かされない状況になってきました。それは、肝心要の食事がソッポを向かれ、食べられなくなってきたからです。

始まりは、若者たちの朝食離れでした。パソコンやゲームで夜更かしをして、朝食を食べる時間があれば寝る方を選び、職場や学校に出かけます。スマホ時代になり朝食離れはさらに進みましたが、何よりも「食べるのが面倒になった」という感じです。いや、それよりも食べる元気というか、気力がなくなったとしか思えません。ダイエットをしている訳でもないのに、食べ盛りの若者がどうして、と不思議になります。

ある集まりで「朝食を食べているかどうか」を調査すると、食べている人の 1 位は定年退職者の 男性で、 2 位は専業主婦だったそうです。食べない人に理由を聞くと、食べるより寝る時間を大事 にしたい、が一番多かったとのことでした。

結論として、こんな食生活では医にも薬にもなりません。医食同源に無関心な若者たちは、三大栄養素(タンパク質、炭水化物、脂質)も知らないでしょうね。それにビタミンとミネラルが加わると五大栄養素、さらに食物繊維が入ると六大栄養素。せめてそれだけは覚え、明日の日本を支えてほしいものです。

【筆者紹介】大谷克弥(おおたに・かつや) 医療ジャーナリスト。東北福祉大学講師。日本医学ジャーナリスト協会会員。読売新聞社出身、在職中に長期連載『医療ルネサンス』を創設。現在はフリーで、著作、講演活動などに従事。

今治歷史散步

大 成 経 凡

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第31回は、今治市桜 井地区に二つある綱敷天満神社(古天神・新天神)を紹介し、その由来を歴史散歩 したいと思います。

第31回 二つの綱敷天満神社

●今治地方の道真伝説

『愛媛県神社誌』によると、菅原道真を祭神とする神社は今治市内で27社を数え、このうち7社は道真が訪れた伝説に基づき創建されています。

道真(845~903年)は平安時代の貴族・政治家で、30歳代で学者最高位の文章博士に就くなど聡明だったことから、後に〝学問の神様、と称されます。地方官として讃岐国の国司に就いた際は、隣国伊予の視察で今治地方にも立ち寄ったようです(888年)。玉川町がちたにへつみょう。 音合と別名・片山の天満神社、大西町星浦と延喜の天満宮は、この時の訪問を由緒に創建されています。星浦は、視察団が風待ちなどで碇泊したことから碇掛天満宮とも称されます。



梅が咲き誇る古天神の境内(桜井1丁目/天神ケ原) ※かつて住所表記は古国分でした

その後、道真は京に戻って宇多天皇に重用され、右大臣にまで昇進しました。 彼の政策は、遣唐使の廃止(894年)がよく知られています。しかし、左大臣・藤原時平らの陰謀で失脚し(901年)、京の都から九州の大宰府へ左遷となり、そこで亡くなりました(903年)。

桜井浦に立ち寄ったのは、左遷途中の海上が時化に遭った時とされます。村人が丁重にもてなそうと船具の綱を敷物にしてお迎えしたことが、後に社名の由来となります。また、避難中に濡れた衣服を乾かした岩は、衣干岩の名で今に伝わります。左遷中に時化で避難した伝説は、県内では四国中央市や松山市などに数か所あります。

●今治藩庇護の古国分村天満宮

道真の死後、天皇家は不幸事が続き、時平の子孫も断絶。皇居にあたる清涼殿 は落雷に遭い、多数の死傷者が出ました。人々はこれを道真の怨霊と信じ、道



松平定芝揮毫の社号額 (古天神の社殿内 /定芝は8代藩主)



文学碑が多い新天神の境内(桜井6丁目/志島ケ原) ※江戸後期・幕末期の皇族・公卿の歌碑、江戸後期の俳人の句碑な ど、同地ゆかりの作品を楽しめます

真を天神に神格化してこれを鎮めようと、 京に北野天満宮を建立しました。これにあ やかるかのように、道真ゆかりの土地には天 満神社が後世になって創建されていきます。

もともと桜井地区には、古国分村の天神 が原に天満神社はあり、国分・古国分・桜井・ 直の4村の氏神でした。江戸時代に今治藩 主となった久松松平氏は道真の子孫にあたるため、藩主霊廟にも近い同村天満神社の 底護に努めます。今治藩政史を記した『今治拾遺』や『国府叢書』などによると、藩 主が霊廟参りに併せて同村天満神社を参詣し、式年祭や社殿修繕の経費を藩費で賄ったことが分かります。 ※綱敷、の呼称は、江戸後期以降に見られるようになります。

●古天神と新天神の誕生

宮出しは宝永7 (1710) 年からが始まったようですが、正徳3 (1713) 年の祭礼で神仏習合を背景とする 奇妙なトラブルが発生します。神主が神前に魚類の鰡を供えたことが、同社を監督する立場の国分寺との間で 争論を引き起こし、享保4 (1719) 年までの7年間は宮出しが禁止となったのです。

これに困ったのは、松山藩領に住む桜井村と旦村の氏子らです。引き続き祭礼を行うため、古国分村の天満神社から分離。志島ケ原にあった荒神社へ、太宰府天満宮から分霊を勧請し、荒神天神として祀るようになり

ました。そもそも桜井地区は、関ヶ原合戦後の領地再編などで、国分村と古国分村は今治領、桜井・旦・登畑・宮崎・長沢・ 「茶兵衛作の村々は松山領となっていました。松山藩主も道真 子孫の久松松平氏で、こちらは3万5千石の今治藩に対して 大藩の15万石を誇りました。

ところが、明和2(1765)年に藩主の不祥事で領内1万石を幕府に収公されることになり、これに該当したのが越智郡・周桑郡の村々でした。越智郡は桜井地区の6村と朝倉地区の2村がこれに該当し、港湾をもつ桜井村が1万石天領の年貢米積出港となりました。文化15(1815)年には松山藩に管理を委ねる松山藩預地となりますが、天領の拠点となった桜井は廻船の往来など経済活動が活発となります。そして、松山藩の庇護と椀舟行商人らの寄進によって、境内には立派な社殿・絵馬堂・石造物・文学碑などが建立されていくのでした。

こうして、2つある綱敷天満神社は、前者を古天神、後者を新天神と称するようになり、古天神は郷社、新天神は県社の社格を有して今日に至ります。両社とも、境内には道真が愛した梅林を有し、神紋は久松松平家の家紋と同じ星梅鉢紋であります。



衣干岩と記念碑(桜井河口港そば) ※揮毫は太宰府天満宮ゆかりの書家・宮小路康文





競 国税庁

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

ダイレクト納付



こんな方におススツ



ダイレクト納付の申込みをすることで、e・Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

網付方法 プログラン パソコンやスマホから、即時 又は納付日を指定して、口座 引落しにより納付する方法

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイ レクト納付利用届出書の提出 が必要です。詳しくは裏面を ご覧ください。



④口座引落し で納付 -lax∢

③e-Taxで 申告·納税



振替納稅



己分及可是的又又以

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を 提出する必要のある方



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

②ダイレクト納付口座

の届出(初回のみ)

納付方法 預貯金□座からの自動引落し により納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が 必要です。

※ e-Taxによる提出が可能です。



①所得税・消費税の 依頼書の提出 (初回のみ)

②確定申告



③口座引落し で納付



インターネットバンキング等







納付方法 コ インターネットバンキング、モバイルバンキング 又はATMから納付する方法です。

事前手続 **プ** インターネットバンキング又はモバイルバンキング の契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、 「ペイジー(https://www.payeasy.jp/)亅でご確認ください。



バジットカート納付







納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト (https://kokuzei.noufu.jp)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入に なるものではありません)。

振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます! (注) 個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で 依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

STEP

e-Taxにログイン

(1) e-Tax を初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)。



02

振替口座の情報を入力

- (1)e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
- (2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。



STEP 03

「提出」ボタンを押して送信

- (1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
- (2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に書面での提出が不要!
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の記載が不要!
- ・ 金融機関届出印の押印が不要!
- ・ 雷子証明書が不要!



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある

「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」

「オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)」

をご確認ください。

オンライン提出利用可能 金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融 機関一覧(ダイレクト納付)



法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」 をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内 「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト 納付	e-Taxで申告をされている方源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方日付を指定して納付されたい方	・e-Tax利用開始届 出書の提出 ・ダイレクト納付利 用届出書の提出	・全ての税目 ※納付手続方法により利 用できない税目あり	・金融機関により 異なる
振替納税	・申告所得税や消費税 (個人)の確定申告 書を毎年提出する必 要のある方	・振替依頼書の提出	・申告所得税 ・消費税(個人)	・制限なし
インターネット バンキング等	・e-Taxで申告をされ ている方 ・インターネットバン キングやモバイルバ ンキングを利用され ている方	・e-Tax利用開始届 出書の提出 ・インターネットバ ンキング又はモバ イルバンキングの 契約	・全ての税目 ※納付手続方法により利 用できない税目あり	・金融機関により 異なる
クレジットカード 納付	・クレジットカードを 利用されている方 ・インターネットに接 続できるPC・スマ ホ等をお持ちの方	・クレジットカード ※納付税額に応じた決済手数 料あり	・全ての税目 ※印紙を貼りつけて納付 する場合等、利用でき ない税目あり	・1,000万円未満 かつカード利用 可能範囲内

地方税より納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)。
詳しくはeLTAXホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp)をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。 なお、地方税共適納税システムは、地方税共同機構が運営しています。 金融機関に行かなくても 自宅で国税と地方税の 納付ができるね



利用可能時間

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。



月曜日〜金曜日(休祝日及び12月29日〜1月3日を除きます。)24時間 (注) 休祝日の翌稼働日は8時30分か5利用開始となります。 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分〜24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

今治税務署からのお知らせ 消費税インボイス制度説明会について

説明会の開催日程

説明会は事前予約制ですので、お電話による申込みが必要です。



開 催 日	開催 時間	定員	開 催 場 所	
令和4年5月27日(金)	令和4年5月27日(金) 14:00~15:00 (60分)		今治税務署 二階大会議室 (今治市常盤町4丁目5-1)	
令和4年6月24日(金) 14:00~15:00 (60分)		24名	今治税務署 二階大会議室 (今治市常盤町4丁目5-1)	

お問い合わせ先

〒794-0015 今治市常盤町4丁目5-1 今治税務署 法人課税第一部門 電話0898-32-6100

電話によるお問い合わせ等は、自動音声案内 により案内していますので、「2」を選択(プ ッシュ又はダイヤル)してください。

- ※1 感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。
 - 2 感染症の状況等により、延期若しくは中止となる場合があります。その場合には、ご予約いただいた連絡先へ電話により連絡いたします。

消費税

知っていますか?インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!

\登録を予定されている方/

もう <u>始ま</u>ってます!

多くの事業者の方が登録申請をされ てます!

早めの登録を受けることで、取引先 へのお知らせがスムーズに!

- ◆ 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の★ 方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が 必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日 や登録番号などが通知されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合 に比べて早期に登録通知を受けることができます!
- ▼ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます! 電子データで受け取れば紛失のリスクがありません!



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。 e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和3年12月)

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です!

税務署へ申告書などを提出する際は、"毎回"

マイナンバーの記載



本人確認書類の 提示又は写しの添付

マイナンバー PRキャラクター マイナちゃん

が必要です。

※ e-Taxで申告すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類(番号確認書類+身元確認書類)

マイナンバーカードを持っている

マイナンバーカードを持っていない =



マイナンバーカードをお持ちの方は 番号確認と身元確認が ド1枚 でできます。

番号確認書類※1

- ●通知カード *2
- ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。) などのうちいずれか1つ



身元確認書類

- ●運転免許証
- ●公的医療保険の被保険者証
- ●パスポート

などのうちいずれか1つ

- **%**1 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省 略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。
- 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された 氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き 番号確認書類として利用できます。

マイナンバーカード方式によるe-Tax申告が便利です

○ 事前に準備が必要なものは以下の2つ!

①マイナンバーカード



②マイナンバーカード読取対応のスマホ 又はICカードリーダライタ







マイナンバーカードがあれば e-Taxのメッセージボックス から、申告内容や税務署から のお知らせを確認できるよ。

※ 電子証明書の有効期限 にご注意ください。

○ 令和4年1月以降はさらに便利に!

ICカードリーダライタ無しでe-Tax

パソコンの画面に表示された2次 元バーコードをスマホ(マイナン バーカード読取対応)で読み取れ ば、マイナンバーカードを使って e-Taxで送信できます!



スマホからe-Tax申告してみませんか? e-Taxなら早期還付されます!!

iPhone7以上ならOK! iPhoneの方

Androidの方 マイナンバーカード読取 同

対応のスマホならOK! 🦹

対応機種の確認はこちら→



マイナンバーカード方式なら、マイナポータル連携がご利用できます。



国税庁 法人番号7000012050002

R3.12

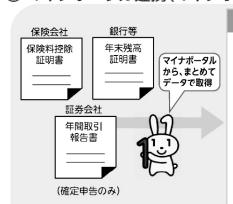


マイナンバーカードが もっと便利になります!



マイナンバーカードで申告が簡単・便利に

○ マイナポータル連携(マイナポータルを活用したデータ取得と自動入力)



※お知らせ情報取得機能・ 民間送達サービス保有情報 取得機能の活用

マイナポータル連携に ついて詳しくはコチラ



年末調整

従業員

控除申告書に 自動入力・ 自動計算!

メール等で送信

国税庁の「年末調整控除 申告書作成用ソフトウェア」 等で控除申告書を作成

給与担当者



記載内容の 確認や検算の 手間が削減

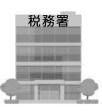
確定申告

納税者



確定申告書に 自動入力・ 自動計算!

e-Taxで送信



○ マイナポータル連携による自動入力対象の拡大

令和2年分~

令和3年分~ (左記に加えて手続対象が追加)

生命保険料控除

住宅ローン控除

株式の特定口座

地震保険料控除

ふるさと納税(寄附金控除)

医療費控除※



令和2年分から自動入力の 対象となっているものについ ても、対応した企業が増えて いるよ。

※令和4年2月上旬に令和3年9月以降分の医療費通知 情報の取得がマイナポータルから可能になる予定。

マイナンバーカードはメリットがいっぱいリ

コンビニで 各種証明書が 取得可能

本人確認 書類として 使用可能

3

健康保険証と -体化

4

新型コロナワクチン 接種証明書が 取得可能

5

運転免許証と 一体化予定 (令和6年度末)



として使える!

対応する医療機関・薬局は 順次拡大!

ピッとかざすだけでOK!

就職・転職・引っ越しをしても健康 保険証として利用できます。また、 自分の薬剤情報や医療費通知情 報、特定検診等情報がマイナポー タルから閲覧できます。



詳しくは厚生労働省 のHPをチェック!!

令和4年度の<u>自動車税種別割</u>の<u>納期限</u>は 令和4年**5月31日(火)**です!



自動車税種別割のQ&A

- Q 1 他人に譲った自動車の自動車税種別 割納税通知書(以下「納税通知書」) が届いたのですが?
 - A 自動車税種別割は、4月1日現在の所有者がその 年度分を全額納めることになります。3月31日 までに名義変更されていないと翌年度も課税され ますので、運輸支局で移転登録をしてください。
- Q2 車検が切れている自動車にも税金は かかるのですか?
 - A 運輸支局で抹消登録の手続きをしないと、いつまで も自動車税種別割がかかります。抹消登録をする と、翌月以降の税金が月割りで還付されます。
- Q3 納期限を過ぎたらどうなるのですか?
 - A 納期限を過ぎますと、納める税額のほかに原則として延滞金がかかります。納付に応じていただけない場合は、地方税法に基づき差押等の厳正な滞納処分を行うこととなりますので、十分注意してください。

- Q4 自動車税種別割の納税通知書が届かないのですが?
 - A 住民票を移しただけでは、納税通知書の住所は変わりません。納税通知書は、原則として車検証の住所地に送付されますので、運輸支局で住所変更(変更登録)の手続きをしてください。

なお、個人名義の普通自動車に限り、一時的に納 税通知書の送付先変更を希望される場合は、県地 方局に連絡していただくか、インターネットで電 子申請をお願いします。

※納税通知書の送付先変更に関する県のHP https://www.pref.ehime.jp/h10500/jidousha/ju usho.html

- Q5 税額が昨年度より上がっているのです が?
 - A グリーン化税制により、環境にやさしい自動車の 開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能 の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽く なる一方、新車新規登録から一定年数を経過した 自動車は税負担が重くなっています。



自動車税種別割の納付がより便利に! ~いつでも・どこでも・かんたんに~



1. クレジットカード及びインターネットバンキングでの納付

パソコンやスマートフォン等からクレジットカード又はインターネットバンキングで納付ができます。 ウェブサイト「F-REGI公金支払い」から、納税通知書等に記載の「納付番号」と「確認番号」を 入力して手続きを行います。

支払方法の選択(分割払い、リボ払い等)や分割手数料については各カード会社にご確認ください。 ※税額の他に、1台の納付につきクレジットカードは納付金額に応じて10,000円あたり110円(税込)、 インターネットバンキングは納付金額にかかわらず一律165円(税込)の決済手数料がかかります。

2. スマートフォン決済アプリ納付

スマートフォン決済アプリ「Pay B」、「Pay Pay」及び「LINE Pay」で納付ができます。 スマートフォン等で、納税通知書等に記載の「コンビニ収納用」のバーコードを読み込んで手続きを行います。 (コンビニエンスストアなどでの店頭ではお支払いいただけません。)

※手数料はかかりませんが、アプリのインストールや利用時にかかる通信料は利用者のご負担となります。

3. 口座振替による納付

口座振替をご希望の方は、金融機関等に備えております「口座振替納付届」によりお申し込みください。 令和5年1月末までに申し込んだ場合、**令和5年度分から**口座振替での納付になります。

注意事項

- ・口座振替による納付手続きをされている方は、クレジットカード及びアプリでの納付はご利用できません。
- 自動車税種別割の納付確認の電子化により、車検を受ける際は、納税証明書の提示が省略できることから、上記1~3の方法で納付した場合、納税証明書は送付されません。なお、納付確認ができるまでに3週間程度かかりますので、納付後すぐに車検を受ける必要がある方は、納税通知書を使って金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付いただき、受領した納税証明書を車検時に提示してください。

詳しくは愛媛県のホームページをご覧ください

https://www.pref.ehime.jp/kurashi/zekin/noufu/index.html

【お問い合わせ先】

○自動車税種別割に関すること

東予地方局 課税課 ☎0897-56-1300

○納付及び納税証明書に関すること

今治支局 税務室 ☎0898-23-2500

○自動車税環境性能割に関すること

中予地方局 課税課 ☎089-957-6621

○自動車の登録等に関すること

愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076

※軽自動車については、市役所または町役場へお問い合わせください。

今治市の市税賦課徴収状況

今治市の市税の徴収状況は以下のようになっています。

(単位:千円)

年度	平成30年度		令和え	元年度	令和2年度	
税目	収入済額	収納率	収入済額	収納率	収入済額	収納率
個人市民税	6,843,788	97.30%	7,004,300	98.23%	6,948,624	98.73%
法人市民税	2,954,692	99.60%	2,869,335	99.59%	1,584,430	99.24%
固定資産税	10,637,769	97.46%	10,611,293	97.91%	10,487,536	97.96%
軽自動車税	548,393	95.49%	561,539	96.12%	575,684	96.68%
市たばこ税	1,031,861	100.00%	1,026,808	100.00%	979,829	99.997%
入 湯 税	8,370	100.00%	8,094	100.00%	3,748	100.00%
一般市税計	22,024,873	97.76%	22,081,369	98.28%	20,579,851	98.37%
現年課税分	21,795,791	99.28%	21,901,352	99.36%	20,434,719	99.28%
滞納繰越分	229,082	39.78%	180,017	42.35%	145,132	43.15%

(固定資産税には国有資産等所在地交付金を含む)

令和2年度の税収について、軽自動車税を除き減少傾向でした。主な税の調定額の推移は以下のとおりです。 なお、収納率は毎年向上しており令和2年度の収納率は過去最高となりました。

個人市民税調定額

(単位:人・千円)

区分	均等割のみる	を納めるもの	均等割と所得割を納めるもの			
年度	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	
平成30年度	9,041	31,645	62,724	219,533	6,447,798	
令和元年度	8,994	31,480	62,867	220,034	6,662,744	
令和2年度	8,994	31,480	62,868	220,038	6,559,075	
令和3年度	9,002	31,508	62,434	218,519	6,333,256	

課税状況調(各年7月1日現在)による

法人市民税調定額

(単位:千円)

年 度	申告件数(件)	法人税割	均等割	計
平成30年度	6,145	2,434,371	521,162	2,955,533
令和元年度	6,171	2,354,432	516,078	2,870,510
令和2年度	5,886	1,086,238	499,092	1,585,330



固定資産税調定額

(単位:円)

年度	土地	家屋	償却資産	計
平成30年度	3,133,901,500	4,076,036,900	1,957,998,700	9,167,937,100
令和元年度	3,114,192,300	4,172,384,000	2,015,095,100	9,301,497,200
令和2年度	3,092,851,500	4,269,735,600	1,976,932,400	9,339,519,500
令和3年度	3,042,131,300	4,003,437,300	1,909,607,000	8,955,175,600

(上記には国有資産等所在地交付金は含まない。令和3年度分は10月末現在)



軽自動車税課税状況

(単位:台・千円)

区分		令和テ	元年度	令和 2	2 年度	令和:	3年度	
年度			課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額
原動機化	付自転	車	17,519	36,488	16,856	35,202	16,379	34,298
軽 自	動	車	66,276	520,664	66,263	535,492	66,284	548,689
小 型	特	殊	836	3,819	853	3,853	958	4,165
二輪の小	型自動	力車	1,630	9,780	1,681	10,086	1,788	10,728
合	計		86,261	570,751	85,653	584,634	85,409	597,879

(各年度4月1日現在)



市たばこ税調定額

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
売渡本数 (本)	203,440,521	192,031,724	181,745,971	166,811,543
調定額(千円)	1,046,726	1,031,861	1,026,808	979,858



入湯税調定額

				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人	3	数	(人)	62,605	55,801	53,959	24,990
調	定	額	(千円)	9,391	8,370	8,094	3,748

より詳しい内容は今治市ホームページに「市税概要」を掲載しておりますので、そちらをご覧ください。今治 市役所市民税課のホームページに掲載しています。

市税に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

市税のお支払いに関すること 固定資産税の課税に関すること

住民税・軽自動車税その他市税の課税に関すること

納税課 0898-36-1512 資産税課 0898-36-1511

市民税課 0898-36-1510





Ride across Inland Sea of Japan

まなみ海道・国際サイクリング大会 満戸内し

●主 催:サイクリングしまなみ2022実行委員会●コース:瀬戸内しまなみ海道及びその周辺地域/約30㎞~140㎞の全8コース

コース	走行距離 (55高速4級)	定員 うちプレミアムエンヤリー定員!	参加科(プレラアムエントリー) ※小中学生
A IMABARI 70 尾道 (四扇) 今治(片道)	約70km (約23km)	1,000名(100名)	15,000円(35,000円)
B INNOSHIMA 70 尾道 (肉扇)生口扇(往復)	約70km (約18km)	300名(30名)	14,000円(34,000円)
C OMISHIMA 100 今治++大三島(往東)	約100 km (約30km)	1,200名(120名)	14.000円(34.000円)
D COMPLETE SHIMANAMI 140 今治····································	#9140km (#943km)	500名(50名)	18,000円(38,000円)
E ONOMICHI 70 今治一尾道(片道)	約70km(約43km)	1,500名(150名)	15,000円(35,000円)
F IKUCHI 110 今治生口島(往復)	約110km(約35km)	1,000名(100名)	14,000円(34,000円)
G YUMESHIMA 80 今治一上易(片道)	\$980 km (\$935km)	500名(50名)	14,000円(34,000円)
H OSHIMA 30 今治大島(往復)	#930km (#912km) #940km (#912km)	【一般や1970名(なし) 【E-BIKEガイドツアーや】 30名(なし)	6,000円 # 3,000円 8,000円



高速道路や美しい島々を舞台に行うサイクリング大会

プレミアムエントリー 出走権+地元特権品+特敦ジャージのバッケ・

先贈順 ふるさと納税エントリー

尾道市、今治市、上部町ではふるさと納税の 週礼品として出走権を機関

先着順







